

Web **労働おいた**
 Roudou
 IATA

2015/1

第 35 号 (通巻第 729 号)
 制作・発行
 大分県商工労働部労政福祉課

長時間労働対策は喫緊の課題

昨年 1 月に過労死等防止対策推進法が施行され、同月はその防止啓発月間として定められており、大分県でも地域労働講座等を開催して啓発を行ってきました。

また、同じく 1 月には、大分労働局でも「過重労働解消キャンペーン」を実施し、過重労働の解消に向け、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配付などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施したところです。

本年 1 月には、長時間労働対策は喫緊の課題として具体的に取り組むよう、下記のとおり都道府県労働局単位で「働き方改革推進本部」の設置が予定されています。

県としても、国・市町村・事業主団体・労働団体等と連携を図り、長時間労働削減等に向けて取り組んでいきます。

(P2に続く)

長時間労働削減推進本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂 2014 (平成 26 年 6 月 24 日閣議決定) に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年 6 月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。
 ⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置 (平成 26 年 9 月 30 日)

本部長 厚生労働大臣
 本部長代理 厚生労働副大臣 (労働担当)、厚生労働大臣政務官 (労働担当)
 事務局長 労働基準局長

過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
 - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
 - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置
 (平成 27 年 1 月予定)

省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

働き方改革推進本部

(本部長 都道府県労働局長)

企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ (仕事の進め方の見直しによる時短など)
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成 (年次有給休暇の取得促進など)

〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体 等

「地方創生」につなげる


- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出



目次

- 長時間労働対策は喫緊の課題 P1 ~ P2
- メンタルヘルス対策ガイドブック作成 P2
- 平成 26 年度永年勤続功労者顕彰式 P2
- 「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」集中労働相談会を行います P3

- 労務管理アドバイス P4
- 主要労働経済指標 P5
- 必ずチェック！最低賃金 P6
- 「均等・両立推進企業表彰」の公募について P6
- 平成 26 年労働組合基礎調査 P6
- 県内の動き、労委だより P7
- 各種お知らせ P8

 (P1からの続き)

また、国では、過労死防止の観点から、次の取り組みを行うこととしています。

1 月100時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

時間外労働時間数が1か月100時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象とした、労働基準監督署による監督指導（立入調査）の徹底

2 インターネットによる情報監視

本省がインターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報を労働基準監督署による監督指導等に活用

3 メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局においてストレスチェック制度の周知やストレスチェック及び面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修

なお、国では、労働条件相談ホットラインを以下①のとおり、求人票と実際の労働条件が相違する場合のホットラインを以下②のとおり、労働基準法等の問題がある事業場に関する情報提供メール窓口を以下③のとおり設置しています。

- 0120-811-610
- ①労働条件相談ホットライン <フリーダイヤル はい！労働>
☎0120-811-610 (月・火・木・金は17:00~22:00、土・日は10:00~17:00)
- ②ハローワーク求人ホットライン <求職者・就業者専用>
☎03-6858-8609 (平日8:30~17:15 (土日・祝日・年末年始を除く))
- ③労働基準関係情報メール窓口 <労働基準法等の問題がある事業場に関する情報提供>
URLアドレス: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

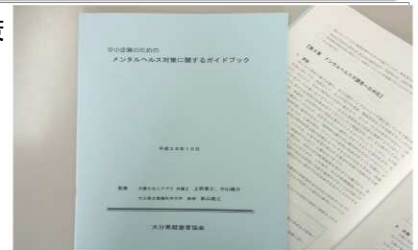
県経営者協会「中小企業のためのメンタルヘルス対策に関するガイドブック」を作成

大分県経営者協会では平成26年11月「中小企業のメンタルヘルス対策に関するガイドブック」を作成しました。

このガイドブックは、メンタルヘルス不調社員への企業の対応策について、基本的なことを整理し、解説したものです。

問い合わせは、大分県経営者協会 大塚専務理事へ

☎097-532-4745



平成26年度 永年勤続功労者顕彰式


11月19日(木)、平成26年度大分県永年勤続功労者顕彰式を大分県庁で行いました。この顕彰は30年の永きにわたって職務に精励し、勤務成績が優良で他の模範となる方を県知事が顕彰するもので、本年度は18名の方が受賞されました。顕彰式では受賞者を代表して、協和工業株式会社の牛島太一さんが「身に余る栄誉であり、今日の感激を忘れずより一層精励します」とあいさつしました。

今回受賞された皆さんは、次のとおりです。

【順不同、敬称略】▼岩崎憲男:(有)野中電機▼今村眞二:(有)藤木木工製作所▼江口公明:協栄工業(株)▼兵頭隆宏:河野電気(株)▼牛島太一:協和工業(株)▼小野嘉夫:谷川建設工業(株)▼木許勝則:佐伯生コンクリート(株)▼工藤孝公:(株)国際観光交通▼工藤誠一:(株)国際観光交通▼佐藤俊雄:(有)高井良建装▼石田庄三:(株)川浪組▼岩本義徳:九州特殊土木(株)▼村上進:トキワ電気工事(株)▼明石勇二:東

九運輸(有)▼古野晃:(株)メタリックスジャパン▼高木和恵:(株)武蔵屋総本店▼南幸壽:(株)ナカノ▼西清文:阿部電管工業(株)



 永年勤続功労者顕彰受賞者の皆さん

「解雇・雇い止め・退職勧奨・内定取消」 集中労働相談会

近年は、職場内の人間関係に絡む相談が多く、関係が悪化して、解雇や退職に追い込まれるケースも見受けられます。安心して働き続けるためには、早めに解決することが大事です。

相談日時： 3月7日(土) 10時00分～19時00分
 3月8日(日) 10時00分～19時00分
 3月9日(月) 8時30分～19時00分

相談場所： 県庁舎本館7階 労政福祉課 (大分市大手町3-1-1)

相談方法： 来所相談または電話相談 <秘密厳守><相談無料><予約不要>

○ 来所相談

3月7日(土)と8日(日)は閉庁日のため、来所される方は県庁舎本館の裏玄関(通用口)の監視室窓口で「労働相談に来た」とお伝えください。労政福祉課職員が、お迎えに上がります。

○ 電話相談

当日は、電話相談もできます。

固定電話からなら (フリーダイヤル) ☎0120-601-540
 携帯電話・公衆電話などからは ☎097-532-3040



問合せ先： 大分県労政・相談情報センター (労政福祉課内)
 ☎097-532-3040

相談事例

- 退職することになったが「仕事のミスがあったのでブラックリストに載せる。」と言われた。
- 採用日や労働条件も決まっていたが、借金をしていると言われて、採用取り消しになった。
- 退職して給料が振り込まれないので請求したら、「社会勉強だ。」と言われて払ってもらえない。
- 退職を申し出たら「後任者が見つかるまで勤めること。どうしても辞めるなら損害賠償請求する。」と言われた。
- 退職して1ヶ月経つが離職票が送られてこない。



<<<< ワンポイントアドバイス >>>> 会社を辞めるよう勧められたら(退職勧奨)

解雇と間違いやすいものに退職勧奨があります。退職勧奨とは、使用者が労働者に対し「辞めてほしい」「辞めてくれないか」などと言って、退職を勧めることをいいます。これは、労働者の意思とは関係なく使用者が一方的に契約の解除を通告する解雇予告とは異なります。退職勧奨に応じるかは労働者の自由であり、その場ですぐ答える必要もありませんし、辞める意思がない場合は、応じないことを明確に伝えることが大切です。





【執筆】
 社会保険労務士
篠原 文司 氏
 社会保険労務士
 篠原事務所
 大分市下郡1602-1
 大分県保険医会館2-8

昨年改正された労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等によるストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）を実施することが事業主の義務となりました（平成27年12月1日施行）。産業医の選任義務が課されていない労働者50人未満の事業場は、当分の間、努力義務ではありますが、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することは事業規模にかかわらず重要なことです。

改正点の主な内容として以下の3点が挙げられます。

- 検査結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接労働者本人に通知され、本人の同意なく事業主に提供することは禁止される。
- 検査の結果、一定の要件に該当する労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施することが事業者の義務となる。また、申出を理由とする不利益な取扱いが禁止される。
- 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じることが事業主の義務となる。

労務管理アドバイス 大分県社会保険労務士会

～メンタル不全を未然に防ぐには～

以前と比較すると、事業場内の相談体制の確立、休職や職場復帰のルール作り、リハビリ（試し）出勤、過重労働防止対策、4つのケア（セルフケア、ラインケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外資源によるケア）などのメンタルヘルス対策に取り組む事業場は多くなっていますが、精神障害の労災請求については、平成25年度は過去最高の件数を記録し、成果が出ているとは言い難い状況のようです。

厚生労働省が実施した「平成25年労働安全衛生調査」によると、仕事や職業生活に関することが、強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる労働者のうち、その原因として「（セクハラやパワハラを含む）対人関係」の33.7%に対して、「仕事の質・量」が65.3%と最も高くなっています。もちろんストレスチェックやセルフケアは必要ですが、根本的な解決にはつながりません。一例としてですが、以下の3つの問題が大きなストレスにつながっていると私は考えています。

①間違った優先順位

日々の膨大な仕事のうち、「本当に必要な業務」とは何でしょうか。会社や役職などによって違う「本当に必要な業務」とは、本来は経営理念やビジョンの実現、業績向上につながる業務であるはずで

ところが、上司と部下でこの優先順位の認識が違っている場合、思わぬパワハラに発展していくケースさえあります。日々の業務の優先順位を考えずに目の前の業務を片っ端からこなしていく、というスタイルでは、労働時間に比例して一定の成果は上がるかもしれませんが、過重労働につながりやすいパターンと言えます。

②やりたい（やるべき）事と、現にやっていることのズレ

どれだけ綿密に日々の予定を計画していたとしても、様々な要因で翌日への積み残しが発生します。複数の人間が関係する会社などの組織では、どうしても「急ぎだがそれほど重要でないこと」が多く入ってくる為、自分のやりたい「急がないが重要なこと」は、どんどん後回しになっていきます。一昨日も昨日も出来なかった、今日も出来るわけがない・・・と自信喪失につながっていきます。

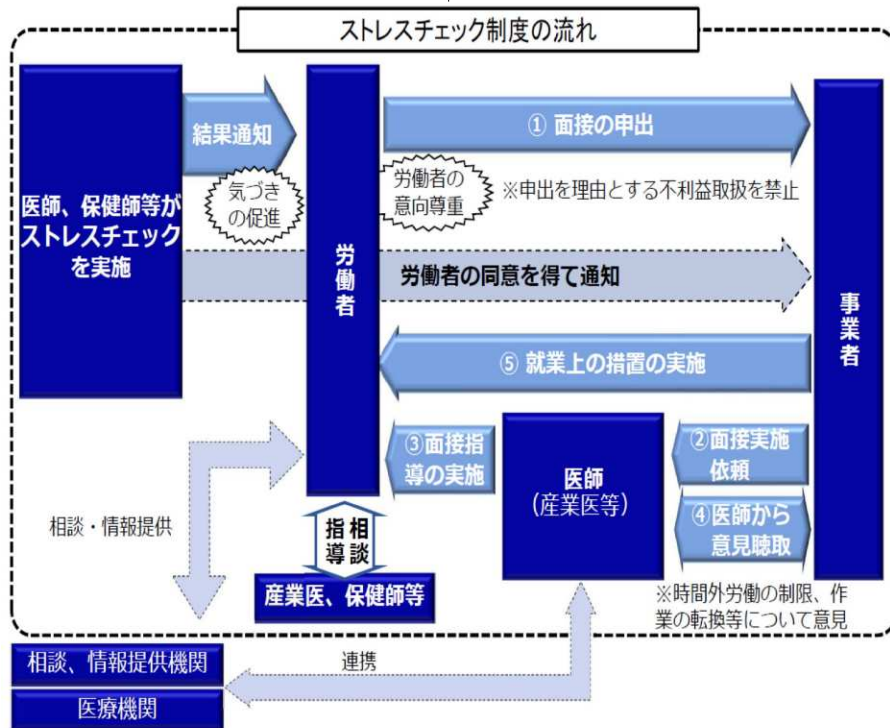
③成果の見えない努力による疲弊

長時間労働によって成果を維持することが難しくなると、更に労働時間を増やして解決しようとします。成果の見えない努力によって、やってもやっても上がらない業績、上司や取引先からの評価、減らない業務量など、ますます心身が疲弊し効率が上がらなくなる負のスパイラルに陥っていきます。部下としては、努力しているプロセスも評価して欲しいと思うのに対して、経営者や上司は結果を重視していることにより、感情的なズレから思わぬ労使トラブルに発展していくこともあります。

このような「仕事の質・量」の問題解決には、業務の棚卸が欠かせません。業務を細分化して、「本当に必要な業務」「優先すべき順番」の検討が必要です。そして、翌日の行動計画と（上司と部下での）優先順位の確認、各々の業務に必要な時間を見積もり、優先順位の高い業務から確実に実行、一日を振り返る、この日々の繰り返し、自分との約束を守り、自分の時間を自分でコントロールしているという意識が芽生え、更には自己肯定感につながっていきます。

「仕事の質・量」を見直すということは、無駄な過重労働の防止にも効果的で、メンタルヘルスという重要な問題を解決するきっかけになっていくはずで

大分県商工労働部労政福祉課



主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県
22年平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
24年平均	356,578	305,326	289,796	253,928	66,781	51,396	150.7	155.6	138.5	145.0	12.2	10.7
25年 9月	294,452	252,445	288,387	251,929	6,065	516	147.2	152.5	134.9	141.9	12.3	10.6
10月	297,414	256,248	290,448	252,590	6,966	3,658	152.8	158.1	140.0	147.8	12.8	10.3
11月	310,846	266,888	290,415	253,213	20,431	13,675	153.5	156.8	140.5	145.9	13.0	10.9
12月	655,363	521,943	289,808	255,735	365,555	266,208	148.8	153.4	135.5	141.8	13.3	11.6
26年 1月	298,937	255,511	287,768	251,676	11,169	3,835	141.6	146.6	129.1	135.9	12.5	10.7
2月	292,084	252,147	288,502	251,439	3,582	708	145.3	149.1	132.7	138.3	12.6	10.8
3月	310,777	263,712	291,439	254,515	19,338	9,197	147.3	152.3	133.9	140.8	13.4	11.5
4月	306,807	263,498	294,925	258,545	11,882	4,953	153.5	160.0	140.1	148.3	13.4	11.7
5月	301,208	264,330	290,762	255,620	10,446	8,710	147.5	153.1	135.0	142.1	12.5	11.0
6月	542,093	419,892	291,947	256,141	250,146	163,751	152.9	158.7	140.5	147.8	12.4	10.9
7月	423,174	384,511	291,859	255,239	131,315	129,272	155.6	159.7	143.0	149.8	12.6	9.9
8月	302,373	260,839	290,671	254,603	11,702	6,236	145.2	152.1	133.2	141.0	12.0	11.1
9月	298,197	255,463	291,686	254,947	6,511	516	148.2	154.9	135.8	144.0	12.4	10.9
10月	299,584	257,338	292,851	255,432	6,733	1,906	153.7	158.4	140.9	147.9	12.8	10.5

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上)
(大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合)17年=100		鉱工業生産指数 (季調済)17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む	
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分市
22年平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191
23年平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368
24年平均	1.28	1.13	0.80	0.73	99.7	99.9	91.4	97.1	309,720	343,791
25年 9月	1.51	1.17	0.96	0.79	100.6	101.0	98.3	88.1	315,443	314,577
10月	1.57	1.31	0.98	0.80	100.7	101.0	99.3	97.4	316,555	295,625
11月	1.55	1.15	1.01	0.80	100.8	101.1	99.2	98.5	300,994	315,648
12月	1.61	1.24	1.03	0.81	100.9	101.0	100.1	96.8	358,468	467,177
26年 1月	1.63	1.29	1.04	0.81	100.7	100.8	103.9	101.7	325,804	404,584
2月	1.67	1.39	1.05	0.83	100.7	101.0	101.5	101.4	294,509	324,439
3月	1.66	1.28	1.07	0.88	101.0	101.2	102.2	103.7	384,680	360,235
4月	1.64	1.32	1.08	0.88	103.1	103.4	99.3	96.2	329,976	272,294
5月	1.64	1.42	1.09	0.91	103.5	103.7	100.0	97.9	293,050	305,534
6月	1.67	1.33	1.10	0.88	103.4	103.6	96.6	90.3	295,738	273,292
7月	1.66	1.37	1.10	0.90	103.4	103.7	97.0	92.8	311,693	286,851
8月	1.62	1.30	1.10	0.92	103.6	104.1	95.2	92.2	305,836	287,111
9月	1.67	1.37	1.09	0.93	103.9	104.2	98.0	97.5	303,614	301,316
10月	1.69	1.52	1.10	0.94	103.6	103.9	98.4	95.2	316,154	345,502

資料出所 厚生労働省 大分労働局 厚生労働省 大分労働局 総務省統計局「消費者物価指数」 経済産業省 県統計調査課「鉱工業生産動向」 総務省統計局「家計調査」

必ずチェック！最低賃金

大分県最低賃金(地域別)

【効力発生日 平成26年10月4日】

677円

1時間



地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。また、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後6ヶ月未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などは大分県最低賃金の適用を受けません。詳しくは大分労働局労働基準部賃金室(Tel.097-536-3215)または、お近くの労働基準監督署へお尋ねください。

大分県特定(産業別)最低賃金

【効力発生日 平成26年12月25日】

鉄鋼業	817円
非鉄金属製造業	807円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	735円
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	785円
各種商品小売業	704円
自動車(新車)小売業	747円

平成27年度 均等・両立推進企業表彰

「均等推進企業」「ファミリー・フレンドリー企業」部門の公募について

厚生労働省では「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組(ポジティブ・アクション)」及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」を推進している企業を表彰しています。応募期間は、平成27年1月1日～27年3月31日です。対象は、以下の「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業です。

★均等推進企業部門

- ・女性労働者の能力発揮を促進するための積極的取組(ポジティブ・アクション)を企業の方針として示し、かつ積極的にこれに取り組んでいる。
- ・ポジティブ・アクションの取組として、女性の「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または、「職場環境・風土の改善」について取り組んでいる。など

★ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・育児・介護休業法を上回る育児・介護休業制度を規定しており、よく利用されている(男性労働者の育児休業取得実績がある等)。
- ・企業として両立支援に取り組む方針を明確にしており、仕事と家庭を両立して働き続けやすい企業風土がある。など



お問い合わせは、大分労働局雇用均等室へ

〒870-0037 大分市東春日町17-2 大分第2ソフィアプラザビル4階 Tel.097-532-4025 Fax.097-537-1240

平成26年労働組合基礎調査

平成26年6月30日現在
大分県労政福祉課

厚生労働省では全国の労働組合の組織状況を明らかにするため、毎年6月30日現在で調査を行っています。平成26年の大分県の集計結果がまとまりましたのでお知らせします。

1 組合数 516組合(5組合減少)

平成25年7月1日～平成26年6月30日の間に、5組合が新設した一方で10組合が解散した結果、計5組合の減少となりました。

2 組合員数 80,180人(333人減少)

5組合の新設で398人の増、10組合の解散で361人の減となり、計37人の増加となりましたが、既設組合の組合員数の減少により、結果として前年に比べ333人の減少となりました。

3 推定組織率 17.3%(0.2ポイント減少)

県内の平成26年の組合員数は、80,180人と前年より333人の減少となったため、非単位組合員を含む推定組織率も17.3と前年を0.2ポイント下回りました。

4 県内上部団体の状況

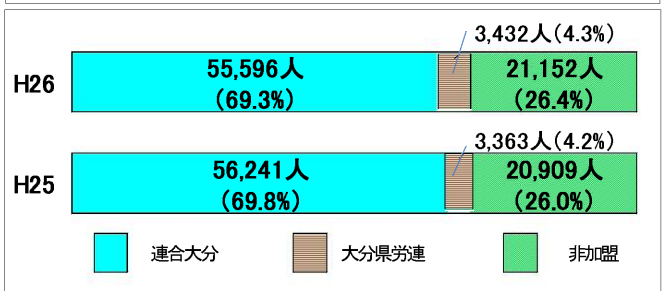
連合大分の組合員数は、前年より645人減少し、55,596人となりました。一方、大分県労連の組合員数は、前年より69人増加し3,432人となりました。

最近5年間の組合員数と組織率の推移

	組合員数 (人)	組織率 (%)	全国推定組織率 (%)
H22	79,863	18.1	18.5
H23	81,408	17.8	18.1※
H24	81,342	17.8	17.9
H25	80,513	17.5	17.7
H26	80,180	17.3	17.5

※H23の全国推定組織率は、H24・4月に総務省統計局から公表された「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」のH23・6月分の推計値及びその数値を用いた計算値。時系列比較の際は要注意。

県内上部団体の状況



調査結果の詳細は、県庁ホームページ「おいたの労働」の統計・調査のページでご覧いただけます。
URLアドレス⇒ <http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>



県内の動き

平成 27 年新年互礼会

—大分県経営者協会—

1月6日(火)、大分オアシスタワーホテルで大分県経営者協会の「平成27年新年互礼会が開催されました。互礼会には、経営者協会員のほか、来賓として広瀬勝貞大分県知事、浅田和哉大分労働局長、村田正利連合大分会長などが出席しました。大分



平成 27 年新年互礼会

県経営者協会の幸重綱二会長は「地方は未だ景気回復の実感がなく、とりわけ地場中小企業は賃上げは非常に困難な状態。労使一体となって努力し、現下の状況を乗り越えなければならない。それぞれの企業が創意工夫をこらして業績を伸ばし、賃上げができるようともに努力しよう」とあいさつしました。

2015 新春懇談会

—連合大分—

1月7日(水)、大分市ソレイユで連合大分の「2015新春懇談会」が開催されました。懇談会には、広瀬勝貞大分県知事、釘宮馨大分市長、浅田和哉大分労働局長、幸重綱二大分県経営者協会会長など多くの来賓の



2015 新春懇談会

方も出席しました。連合大分の村田正利会長は「経済の好循環の実現には、個人消費の拡大。そのためには月例賃金の継続的かつ安定的な上昇が必要。更には、非正規労働者、中小企業で働く仲間の格差是正が必要。組合の基本は経済闘争であり、2015春闘をしっかりと闘って組合員の生活を守ることが第一義。全力で闘い抜こう」とあいさつしました。

過労死を防止するつどい

in大分

過労死等防止対策推進法施行記念「過労死を防止するつどい in 大分」が1月13日(火)、大分県弁護士会館で開かれました。県内の遺族や弁護士らによる過労死等防止対策推進大分センター設立準備会の主催。民間の立場から啓発活動等に取り組むため、拠点となる大分センターの年内設立に向けて弾みをつける事始めの位置づけとして開かれたもので、全国センターの森岡孝二代表幹事



過労死を防止するつどい

(関西大学名誉教授)から基調講演が行われました。過労死遺族からのメッセージとして、システムエンジニアとして福岡市の企業で働いていた女性が31歳で過労により突然死した、大分市の父親から「企業は社員の命と健康を大切にす会社であってほしい」などと訴えがありました。

労委だより

大分県労働委員会事務局

TEL 097-506-5251

FAX 097-506-1788

平成26年11月～12月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	0	0	0	0

◎調整事件関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	1	1	0
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	10月から繰越	終結	1月へ繰越
あっせん	0	1	1	0

◎会議の開催状況

11月11日 第1555回定例総会

12月9日 第1557回定例総会

11月25日 第1556回定例総会

12月24日 第1558回定例総会

☆ あっせん制度とは ☆ ” 簡易・迅速・無料 ”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて、歩みよりの解決をお手伝いします。

大分県労働委員会労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650

※相談時間は月～金の9時～17時

大分市大手町3丁目1番1号 大分県労働委員会(県庁舎本館7階)

大分県労働委員会では無料で労働相談を随時受け付けています。

悩まずどんとこい労働相談

日時: 2月2日(月)～2月8日(日)

平日: 9時～20時

(来所相談の受付は18時30分まで)

土・日: 9時～17時

(来所相談の受付は16時まで)

○電話での相談: 097-536-3650

097-506-5251

097-506-5241

○来所での相談: 大分県労働委員会事務局

(県庁舎本館7F)

※土・日に来所相談をされる方は、県庁舎本館裏玄関をご利用ください。

相談は無料です
秘密は厳守いたします
お気軽にご相談ください



賃金未払

労働条件

解雇

パワハラ

仕事や職場でのトラブル・悩みごとなら 相談は無料、予約は不要、秘密は厳守

大分県 労政・相談情報センターの「労働110番」へ



労働相談専用ダイヤル  **0120-601-540**
 携帯・公衆電話からは  **097-532-3040**

非正規雇用相談専用
 ホットライン専用電話
097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは、労働者・使用者を問わず、労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の①～③の3種類があります。各相談とも無料です。予約は不要、匿名での相談も可能です。

①通常労働相談(随時)

来所相談、電話相談どちらでもOK!

電話相談は上記電話番号へ

相談日:月~金 受付:8:30~17:15

※土・日・祝祭日、12/29~1/3はお休みです

- ◇県職員が直接相談を受けます
- ◇秘密厳守
- ◇場所: 大分県庁本館 7階
 労政福祉課 労働相談室

②巡回特別労働相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇弁護士、社会保険労務士等が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆1月22日(木) 大分会場

〈場所〉ホルトホール大分
 4階 408会議室
 〈受付〉13:15~16:15

◆2月26日(木) 別府会場

〈場所〉別府ニューライフプラザ
 2階 第2セミナー室
 〈受付〉13:15~16:15

③労働なんでも相談

- ◇毎月1回、県内を巡回して開催
- ◇県職員が相談をお受けします
- ◇当日来所いただけない場合は電話相談(上記電話番号)もできます

◆2月12日(木) 由布会場

〈場所〉湯布院コミュニティセンター
 2階 学習室
 (由布市湯布院町3738-1)
 〈受付〉11:00~15:00

◆3月7日(土)・8日(日)・9日(月)

「解雇・雇止め・退職勧奨
 ・内定取消」集中労働相談会
 〈場所〉県庁本館 7階 労政福祉課
 〈受付〉3/7と3/8は10:00~19:00
 3/9は 8:30~19:00

大分県 労政・相談情報センターが運営する携帯サイトのご案内

労政・相談情報センターでは県庁ホームページ内に携帯サイト「大分県庁労働相談 @mobile」を設けています。この携帯サイトでは「巡回特別労働相談等の開催日程」や「ワークルール・ミニ知識」「最低賃金」などの情報を掲載していますのでご利用ください。

携帯サイトへのアクセスは右のQRコードを利用されるか、下記アドレスを入力してください。



http://www.pref.oita.lg.jp/mobile/soshiki/detail.php?lif_id=103091

大分県労政福祉課 出前講座のご案内

大分県労政福祉課では、ワークルールの基礎知識の提供と労働相談窓口の紹介を目的として以下①～③の出前講座を通年で実施しています。経費は無料です。ぜひご利用ください。

- ①学生(高校生以上)向け出前講座
- ②労働者向け出前講座
- ③経営者・労務担当者向け出前講座

お申し込みは常時受け付けています

- ・実施日時や内容をご希望に沿います
- ・講師は労政福祉課職員が出向きます
- ・資料は労政福祉課で全て用意します
- ・講師及び資料に係る経費は無料です(会場は申込者側でご利用願います)

【お申し込み・お問い合わせ先】

大分県労政福祉課労働相談・啓発班
 TEL: 097-506-3353
 FAX: 097-506-1827

県庁ホームページ内に「出前講座」の案内ページ(下記アドレス)を用意しています。労働関係法パンフレット「これだけは知っておこう ポイント労働法」や「高校生が知っておきたいワークルールの基礎知識」など数冊がダウンロードできます。ぜひご利用ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodokyoiku-0201.html>

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県 商工労働部 労政福祉課
 〒870-8501 大分市大手町3-1-1
 TEL. 097-506-3354 FAX. 097-506-1827
 E-mail: a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>